

県立幡多けんみん病院における医師の勤務状況に関する第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立幡多けんみん病院（以下「病院」と言う。）における医師の勤務状況について、公平かつ中立の観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査を行うため第三者委員会（以下「委員会」と言う。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は病院の医師の勤務状況に関する次の事項を所掌する。

- (1) 事実関係の調査・検証
- (2) 改善の取り組みに対する助言
- (3) その他、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者につき高知県公営企業局長が委嘱し、その定員は4名とする。

- (1) 医療経営等に見識を有する者
 - (2) 医師の勤務環境に見識を有する者
 - (3) 勤務環境全般に見識を有する者
- 2 委員の任期は、当該委員会発足日から令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は委員会を招集し、委員会の議長を務める。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとし、全員の出席を原則とするが、過半数の出席により、審議を行うことができる。

- 2 委員長は、審議に必要と認めるときは、参考人を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、高知県情報公開条例第6条第1項に規定する情報に該当する事項を審議するものであるため、原則として非公開とする。

(審議及び報告)

第6条 委員会は、第2条の調査・検証、又は助言を行うに当たっては、事務局から事案等

の説明及び資料等の提出を受け、審議を行うこととする。

2 委員会は、意見を述べ、又は助言を行うために必要があると認めるときは、関係者又は専門家等に対して会議への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

3 委員会は、報告書を作成し、高知県公営企業局長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、当該委員会の委員として知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高知県公営企業局県立病院課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。